

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課)

○特定農業用ため池の指定の解除 (農村整備課)

○公有水面埋立てのしゅん功認可 (水産業基盤整備課)

○海岸保全区域の変更 (同)

○海岸保全区域の指定 (同)

○保安林の指定 (森林整備課)

○保安林の指定実施要件の変更 (同)

○都市計画変更案の縦覧 (三件) (都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (三件) (警察本部会計課)

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

告 示

○宮城県告示第四百三十五号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和五年六月九日

一 指定図書類

| 番号 | 種類 | 図書類の名称 | 発行所 |
|----|----|-------------------------------------|-------------|
| 一 | 雑誌 | EX特ダネ NG SHOT 34 019688-6 | 株式会社インテルフィン |
| 二 | 雑誌 | 実話BUNKAタブー7月号2023 05375107 | 株式会社コアマガジン |
| 三 | 雑誌 | 裏モノJAPAN2023 7月号 01805107 | 株式会社鉄人社 |
| 四 | 雑誌 | 実話ナックルズ 6月号 0487716 | 株式会社大洋図書 |
| 五 | 雑誌 | 不況とインフレで日本沈没どん底！貧困トンデモ話 53456133 | 株式会社コアマガジン |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定理由

図書類の内容が、一の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、二から五の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四百三十六号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によりした次の特定農業用ため池の指定を解除する。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 特定農業用ため池の名称 | 特定農業用ため池の所在地 | 指定解除の年月日 |
|-------------|---------------|------------|
| 苗代田ため池 | 仙台市泉区天神沢一丁目三 | 令和五年三月二十二日 |
| 源太郎上ため池 | 丸森町小斎字源太郎十六の二 | 令和五年三月二十二日 |

○宮城県告示第四百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和五年六月二日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

南三陸町

三 埋立区域

1 位置

第一種石浜漁港区域内

宮城県本吉郡南三陸町歌津字石浜九十六番一、九十六番二、九十六番六、字平棚三十六番一、三十六番二、三十六番三、三十八番二、三十八番十一、三十九番に隣接する公有水面

2 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線、及びイ点とレ点を結ぶ春秋分満潮位(DL+1.6メートル)における公有水面と陸地との境界面により囲まれた区域

イ点 宮城県本吉郡南三陸町歌津字平棚三十九番に隣接する護岸延長上に位置する防波堤に埋設した鉄(北緯三八度四三分五四・九二秒、東経一四一度三三分四九・八九秒)を基点とし、基点より七度一四分一秒七〇・六一メートルの地点

- ロ点 イ点より 一八〇度〇六分三三秒 六三・〇七メートルの地点
- ハ点 ロ点より 二六九度五四分二八秒 五一・五六メートルの地点
- ニ点 ハ点より 〇度〇二分五八秒 六・八六メートルの地点
- ホ点 ニ点より 九〇度〇二分五八秒 三・一〇メートルの地点
- ヘ点 ホ点より 〇度〇二分五八秒 八・〇六メートルの地点
- ト点 ヘ点より 二七〇度〇二分五八秒 三・一〇メートルの地点
- チ点 ト点より 〇度〇二分五八秒 三・二一メートルの地点
- リ点 チ点より 九〇度〇二分五八秒 三・一〇メートルの地点
- 又点 リ点より 〇度〇二分五八秒 一・三五メートルの地点
- ル点 又点より 二七〇度〇二分五八秒 三・一〇メートルの地点
- ヲ点 ル点より 〇度〇二分五八秒 一・五〇メートルの地点
- ワ点 ヲ点より 四九度五五分二〇秒 一二・八一メートルの地点
- カ点 ワ点より 三三〇度〇三分四〇秒 二九・九六メートルの地点
- ヨ点 カ点より 四九度五六分四八秒 五・五〇メートルの地点

3 面積

四、六〇五・一〇平方メートル(埋立区域)
四 免許の年月日及び番号
平成十六年三月二十二日

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

南三陸町

〇宮城県告示第四百三十八号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第六百六十七号及び六百六十八号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 海岸の名称 | 沿岸名 | 漁港名 | 地区 | 海岸名 | 指定区域 |
|-------|------|------|----|-----|--------------------------------------------------------------------------|
| 三陸南沿 | 藤浜漁港 | 藤浜地区 | 海岸 | 海岸 | 次に掲げるイ点からキ点までを順次結んだ線及びキ点とイ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 南三陸町戸倉字藤浜二百五十六番地内の四級基準 |
| | | | | | イ点 基点A点から一七一度四六分〇〇秒二三・〇メートルの地点 |
| | | | | | ロ点 イ点から一四二度三三分〇〇秒四二・一メートルの地点 |
| | | | | | ハ点 ロ点から一六二度〇五分〇〇秒二〇・一メートルの地点 |
| | | | | | ニ点 ハ点から二五六度三三分〇〇秒一五・四メートルの地点 |
| | | | | | ホ点 ニ点から二一度〇三分〇〇秒二六・二メートルの地点 |
| | | | | | ト点 ホ点から三三二度三〇分〇〇秒一一・五メートルの地点 |
| | | | | | チ点 ト点から三三七度三〇分〇〇秒三・一メートルの地点 |
| | | | | | リ点 チ点から二六八度三三分〇〇秒一一・二メートルの地点 |
| | | | | | 又点 リ点から二六八度三三分〇〇秒三〇・四メートルの地点 |
| | | | | | ル点 又点から三二六度五五分〇〇秒五・一メートルの地点 |
| | | | | | ヲ点 ル点から三二五度五七分〇〇秒二七・一メートルの地点 |
| | | | | | ヨ点 ル点から三四八度四六分〇〇秒一六・一メートルの地点 |

○宮城県告示第四百三十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 海岸の名称 | | 指 定 区 域 |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 沿岸名 | 漁港名 | |
| 三陸南沿岸 | 藤浜漁港 | 令和五年六月九日宮城県告示第四百三十八号により海岸保全区域として指定した南三陸町戸倉字藤浜地区内、藤浜漁港海岸保全区域のうち藤浜漁港区域に接する区域 |
| | 藤浜地区 | |

○宮城県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項及び第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷字箒畑七四、二〇四の一、二三八の一、二三九の二

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

| | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カワ | ワ | ラ | ナ | ネ | ソ | レ | タ | ヨ | カ | ワ |
| 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 |
| 八 | 二 | 三 | 七 | 一 | 一 | 七 | 五 | 一 | 三 | 八 |
| 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
| 二 | 三 | 二 | 四 | 三 | 四 | 三 | 二 | 一 | 二 | 二 |
| 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 秒 | 秒 | 秒 | 秒 | 秒 | 秒 | 秒 | 秒 | 秒 | 秒 | 秒 |
| 四 | 六 | 四 | 七 | 一 | 四 | 八 | 七 | 四 | 〇 | 六 |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 四 | 八 | 六 | 三 | 四 | 〇 | 四 | 〇 | 四 | 六 | 八 |
| メ | メ | メ | メ | メ | メ | メ | メ | メ | メ | メ |
| ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ー |
| ト | ト | ト | ト | ト | ト | ト | ト | ト | ト | ト |
| ル | ル | ル | ル | ル | ル | ル | ル | ル | ル | ル |
| の | の | の | の | の | の | の | の | の | の | の |
| 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 |
| 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 |

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷字箒畑一一、一六、三四の一

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

(一) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、登米都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

登米都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び登米市役所(建設部住宅都市整備課)

四 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年六月二十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第四百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

栗原都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)、栗原市役所(建設部都市計画課)及び登米市役所(建設部住宅都市整備課)

四 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年六月二十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大郷都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

大郷都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び大郷町役場(まちづくり政策課)

四 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年六月二十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 運転免許用事務処理端末等貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和五年六月二十一日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年七月五日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年七月二十日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年七月二十一日（金）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters July 20, 2023, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of a processing device for driver's license - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters July 21, 2023, 9 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 運転免許証両面プリントシステム賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）

の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和五年六月二十一日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二二三三）

2 入札説明書の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年七月五日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年七月二十日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年七月二十一日（金）午前十時

- 四 入札に参加することができる者
- 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めらるることがある。
- 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters July 20, 2023, 5 : 00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Lease of double-sided printing system for driver's license - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

July 21, 2023, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 申請自動受付装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三五）へ令和五年六月二十一日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一―七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年七月五日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年七月二十日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年七月二十一日（金）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下

同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免
税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載
すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以
降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General
Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 20, 2023, 5 : 00 pm.

2 Item/Service Required : Lease of automatic application acceptance device - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters
July 21, 2023, 10 : 30 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi
Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.
022-221-7171 Ext. 2232

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定によ
り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
令和五年六月九日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日 時 令和五年六月十五日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について
四 傍聴者の定員
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望
者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二二一三六一一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般財団法人光ヶ丘愛世会光ヶ丘スベルマン病院の項中「一般財団法人光ヶ丘愛世会光ヶ
丘スベルマン病院」を「一般財団法人やまとコミュニティホスピタル光ヶ丘スベルマン病院」に改め
る。

別表第一の二医療法人松田会介護老人保健施設エバーグリーン・イズミの項の次に次のように加え
る。

介護老人保健施設プレシオン

同 市泉区南光台七丁目一番十八号

附 則

この告示は、令和五年六月九日から施行する。

○宮選管告示第五十八号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう
に改正する。

令和五年六月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

仙台市中田保育所、館一丁目集会所の項を削り、若林西市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

六郷地区集会所

同 市若林区今泉字久保田東三十二番地の六十八